

1 特記仕様書 (電気設備工事)

.....

工事名称

工事場所

工事期間 自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日

建築概要

敷地面積 38,727.06
用途地域
防火地域 指定なし
地域地区

Table with 5 columns: 床面積, 事務所棟, 屋内貯蔵庫, 水素減圧室, 合計. Rows include building area (593.66), floor area (522.97), and total area (1432.75).

工事項目

- 1. 受変電設備工事
既設GMT屋外キュービクル受変電設備高圧盤の一次盤より分岐し、高圧負荷開閉器の増設以降、新設屋外キュービクル受変電設備に至る、高圧配線工事および新設屋外キュービクル受変電設備の製作、据付工事を行なう。
(接地工事は、本項目に含む)
2. 発電機設備工事
停電対策用屋外パッケージ形発電機設備の製作、据付工事を行なう。
3. 低圧幹線設備工事
新設屋外キュービクル受変電設備の低圧盤二次側以降、各分電盤の一次側に至る配管配線工事および各分電盤の製作、取付工事を行なう。
(構内管路工事およびケーブル・ラック取付工事は、本項目に含む)
4. 動力配線工事
分電盤の二次側以降、各動力機器に至る配管配線工事、警報用配管配線工事および警報盤の製作、取付工事を行なう。(総合防災盤の製作、据付工事は、本項目に含む)
5. 照明コンセント設備工事
各分電盤の二次側以降、各照明器具、配線器具に至る配管配線、配線器具の取付工事を行なう。(非常照明、誘導灯の配線工事は、本項目に含む)
6. 照明器具取付工事
照明器具の製作、取付工事を行なう。(非常照明、誘導灯器具は、本項目に含む)
7. 情報設備工事
(1)電話配管 設備工事
別途弱電接続端子盤(既設第一倉庫西側)以降、別途電話交換機、新設端子盤、各電話受口への空配管工事及び端子盤の製作、取付工事を行なう。(各情報設備用構内管路工事、ケーブル・ラック工事、コンピュータ用空配管工事、フロア・ダクト工事、セルラ・ダクト工事は、本項目に含む)
(2)放送設備工事
別途弱電接続端子盤以降、新設構内放送アンブに至る配線工事および新設アンブ以降、各端子盤、放送機器に至る配管配線工事ならびに放送機器の製作、取付工事、調整工事を行なう。
(3)テレビ共聴設備工事
共聴用アンテナの設置以降、共聴機器、各受口に至る配管配線、機器取付、調整工事を行なう。
(4)機械警備空配管工事
総合防災盤以降、各センサ、電話端子盤に至る空配管工事を行なう。
8. 自動火災報知設備工事
別途弱電接続端子盤以降、新設受信機に至る配線工事および新設受信機以降、各総合盤、感知器等に至る配管配線工事、機器取付、試験調整工事を行なう。
9. 危険物庫電気設備工事
危険物屋内貯蔵庫、高圧ガス(水素)貯蔵庫の電気設備工事を行なう。

【注記】1. 工費用電力、水道、ガス等は、本工事に含む。
2. 受電後の電力基本料金は、施工主負担とする。
3. 受電後引渡しまでの試運転用電力料金は、施工主負担とする。

一般事項

- [ 1 ] 施工基準
本工事は設計図によるほか、日本建築家協会編『建築設備工事共通仕様書』、電気設備技術基準、消防法、建築基準法、条例等の諸官公庁社規定に基づき並びに係員の指示により適正確実に施工するものとする。
[ 2 ] 諸手続き
本工事に要する関係官公庁社への申請手続き関係書類の作成は遅滞なく行うこと。又これに必要な費用はすべて請負者の負担とする。
[ 3 ] 施工詳細
本工事は、特記仕様書並びに添付図面に示す範囲において、明記なき部分でも技術上、施工上、本工事完成上、当然必要と認められる工事は係員の指示に従い異議なく施行すること。又設計図は大意を示すものであり工事中前に工事施工図を作成して、係員の承認を得たあと施工する。
[ 4 ] 使用材料
本工事に使用する諸材料並びに製作品は、諸取締規則、JIS規格のあるものは各々の規格に合格した品質優良な新品とし、見本品又は製作詳細図を提出し係員の承認を受けたあと正式に発注する。
[ 5 ] 工事管理
請負者は、本工事に関する下記の管理を行う。
(a)労働基準法、労働安全衛生規則、その他関連法規に従い工事場の管理を行い工事場内の労働者、その他の出入りの監督、風紀衛生の確保およびその他の事故防止についても十分な注意と処置を行う。
(b)工事場内においては、常に諸機械その他の整理および場内の清掃を行う。
[ 6 ] 完成引き渡し
(a)工事完成のうえは、全設備の試験および検査を受け官公庁社の基準に合格するとともに許可書、検査証および試験結果表を添えて引渡しを行う。
(b)各種機器には、その製造社名、製造年月日、機器製造番号等の標示を設け、別にその機器の使用方法、注意事項等の取り扱い説明書を提出する。
[ 7 ] 工事保証
本工事請負者は、工事完成後でも工事の不完全、納入品の欠陥等に起因する故障等については、一年間の保証の責に任じ、無償にて修理又は良品と取り替えるものとする。
[ 8 ] 竣工に伴う提出物(印を適用する)
1. 竣工図面
2. 工事記録写真
3. 各機器の製品保証書、完成図(承認図)、試験結果成績表
4. 機器取り扱い説明書、カタログ
5. 使用材料の一覧表(製造業者名、代理店名 記入)
6. 接地抵抗、絶縁抵抗、高低圧盤測定結果表
7. テレビ電界強度測定結果表
8. 官公庁社に申請を要した事項の認可証
9. 備品目録

特記事項 (印を適用する)

- [ 1 ] スイッチ・コンセントは埋込連用型とし、スイッチは波動型(大角ネーム付き)、コンセントの2ケ口は、一体連用形を使用する。
[ 2 ] 照明器具は、吊りボルト等を使用して取り付け、天井に負担のかからないように施行する。
[ 3 ] プレ-ト類は全て新金属プレ-トを使用する。
[ 4 ] 空配管には、1.6mmまたは1.2mmビニ-ル被覆鉄線を挿入する。
[ 5 ] 既設撤去品は、係員の指示に従い請負者が責任をもって処分する。
[ 6 ] 本工事に使用する電線管のうち、特記なきものは薄銅電線管を使用する。
[ 7 ] 電線管工事に際し、ネジ切り箇所およびコンクリ-ト埋込ボックス内には、防錆塗装を行い、管とボックス類との接続箇所には、必ずア-スボンド等により電気的に接続を行う。
[ 8 ] 盤類は全て鋼板製メラミン焼付けとし盤厚は1.6mm, 2.3mmとする。
[ 9 ] 露出部分には指定色2回塗装を行う。
[ 10 ] 防火区画貫通部は、建築基準法令112条に基づき施行する。
[ 11 ] エキスパンジョン・ジョイント部又は電動機等への接続部にはブリカ・チュ-プ又はフレキシブル・チュ-プを用いる。
[ 12 ] 耐震措置を考慮するものは、建築設備の耐震設計・施工指針により施工する。

工事区分

Table with 7 columns: 番号, 項目, 電気, 建築, 空調, 衛生, 別途, 備考. Lists items like ceiling outlet, fireproofing, and equipment installation.

2 図面記号

.....

Table with 4 columns: 記号, 名称, 備考. Lists electrical symbols and their corresponding names and notes, such as switches, outlets, and lighting fixtures.

訂正 table with 2 columns: 月, 日. Shows a grid for corrections.

Table with 5 columns: 名称, 縮尺, 図面 NO., 設計 NO., 承認. Includes project name '電気設備工事 特記仕様書, 図面記号', scale '96. 2. 20', drawing number 'E-001', and approval details.